

## 1. 子ども・子育てについて、 柔軟な支援の提供等によりサービスの質・量の確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
1	<b>特定地域型保育事業者 に対する「確認」の効 力の拡大</b> (子ども・子育て支援法) 【法律改正】	豊中市、堺市、滋賀県、京 都府、大阪府、兵庫県、和 歌山県、鳥取県、徳島県、 京都市、大阪市、神戸市、 関西広域連合、指定都市市 長会 (内閣府、厚生労働省)	家庭的保育や事業所内保育等を行う地域型保育事業者は、地域型保育給 付の支給に係る事業を行う者として市町村による「確認」を受ける必要が ある。現行制度では、ある事業所が所在する市町村(甲)以外の市町村 (乙)の区域に居住地を有する者が当該事業所でサービスを利用する場合、 事業者は市町村(甲)及び(乙)の両方の確認を受ける必要があるところ、 市町村(甲)による確認のみで足りることとする。 これにより、地方公共団体及び事業者の事務負担の軽減に資する。
2	<b>里帰り出産等の際して の一時預かり事業の利 用に係る条件の明確化</b> (児童福祉法) 【通知改正等】	鳥取県、日本創生のための 将来世代応援知事同盟 (内閣府、厚生労働省)	里帰り出産等の際に一時預かり事業を利用する場合に、元々の居住地に おいて保育所等を退所することの可否を明確にする。 これにより、一時預かり事業の利用に際しての障壁(保育所等を一旦退 所する等)を解消し、保護者による同事業のスムーズな利用に資する。
3	<b>病児保育施設を整備す る者の範囲に係る規制 緩和</b> (児童福祉法) 【通知改正】	大阪府、京都府、堺市、兵 庫県、神戸市、和歌山県、 鳥取県、徳島県 (内閣府、厚生労働省)	地域子ども・子育て支援事業の1つである病児保育事業については、事 業者による施設整備に対し、市町村が「子ども・子育て支援整備交付金」 を原資として補助を行うことができるが、現行制度ではNPO法人による施設 整備は補助対象とならないことから、「市町村が認めた者」による施設整 備に対しても補助することを可能にする。 これにより、多様な主体による病児保育施設の整備が促進され、病児保 育施設の拡充に資する。

# 重点事項について

## 1. 子ども・子育てについて、 柔軟な支援の提供等によりサービスの質・量の確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
4	<p><b>母子家庭自立支援給付金等の申請者が「ひとり親であること」等の証明に係る事務の見直し</b> (雇用保険法、母子及び父子並びに寡婦福祉法) 【法律改正】</p>	<p>多治見市 (厚生労働省)</p>	<p>(1) 都道府県等は母子家庭自立支援教訓給付金や母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給に際して、支給を受けようとする配偶者のない女子(男子)で現に児童を扶養しているものからの申請を受けるが、申請に際して添付される書類(戸籍謄本等)だけでは当該者がひとり親であることの確認ができない場合があるため、市区町村に調査権限(質問調査、資料要求等)を付与する。</p> <p>(2) 国は、母子家庭の母等の就職困難者を雇い入れる事業主に対して特定求職者雇用開発助成金を支給しているが、事業者が同助成金を受給するに当たっては、雇用する労働者が母子家庭の母等であることを証する書類を管轄の労働局に提出する必要がある。労働局によっては、当該労働者がひとり親であることを市区町村が証する書類の提出を事業者に求めているところ、ひとり親であることの確認ができない場合があるため、市区町村による証明を廃止する、又は証明が必要であると判断される場合、市区町村に調査権限(質問調査、資料要求等)を付与する。 これにより、当該給付金及び助成金の適切な支給や、申請者・事業者・市区町村等の負担軽減に資する。</p>
5	<p><b>社会福祉法人が放課後児童クラブを設置する場合の要件の緩和</b> (社会福祉法) 【通知改正】</p>	<p>出雲市 (厚生労働省)</p>	<p>社会福祉法人が放課後児童クラブを設置する場合、現行制度では国及び地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて設置することはできないところ、国及び地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて設置することができる特例を設ける(保育所等については既に特例あり)。 これにより、社会福祉法人による放課後児童クラブの設置に当たっての障壁が解消され、放課後児童の受け皿拡充に資する。</p>

# 重点事項について

## 1. 子ども・子育てについて、 柔軟な支援の提供等によりサービスの質・量の確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
6	<b>障害児通所給付決定の有効期間の見直し</b> (児童福祉法) 【省令改正】	熊本市 (厚生労働省)	<p>児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援に係る給付費の支給決定について、現行制度ではその有効期間の上限が12カ月とされているところ、障害の状況や利用サービスの種類等に応じ、その上限を延長することとする。</p> <p>これにより、個々の障害児の状況に応じた期間の支給決定が可能となり、申請者である保護者及び自治体の負担軽減に資する。</p>
7	<b>児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所に配置すべき職員の数に看護職員を含めることを可能とする見直し</b> (児童福祉法) 【省令改正】	伊佐市、鹿児島県市長会、 米子市 (厚生労働省)	<p>(1) 児童発達支援事業所(センター型・センター型以外)において、看護職員を配置した場合、同事業所に置くべき児童指導員・保育士(センター型以外の場合には、加えて障害福祉サービス経験者)の員数に、当該看護職員の員数を含めることができるようにする。</p> <p>(2) 放課後等デイサービス事業所において、看護職員を配置した場合、同事業所に置くべき児童指導員・保育士・障害福祉サービス経験者の員数に、当該看護職員の員数を含めることができるようにする。</p> <p>これにより、児童指導員・保育士等の人材確保が困難な状況に対応するとともに、事業所におけるサービスの質の向上に資する。</p>
8	<b>放課後等デイサービスの利用対象を専修学校に通う児童まで拡大する見直し</b> (児童福祉法) 【法律改正】 【30年フォローアップ案件】	東大阪市 (厚生労働省)	<p>学校教育法第1条に規定する学校(例：高等学校、高等専門学校等)に通う障害児が対象となっている放課後等デイサービスについて、専修学校に通う障害児も利用できるようにする。</p> <p>これにより、専修学校に進学した場合でもそれまで受けていた放課後等デイサービスを継続して利用できるようになり、住民サービスの向上に資する。</p>

# 重点事項について

## 1. 子ども・子育てについて、 柔軟な支援の提供等によりサービスの質・量の確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
9	<b>障害児入所施設における 重度障害児支援加算 費の適用に係る施設基 準の見直し</b> (児童福祉法) 【通知改正】	指定都市市長会 (厚生労働省)	<p>障害児入所施設において、障害の程度の重い障害児に対して支援を行った場合に給付される「重度障害児支援加算」について、現行制度では「重度障害児以外の障害児が入所する建物と別棟とすること」、「重度障害児入所棟の定員は20名以上とすること」、「加算対象となる児童の居室は1階に設けること」等の施設基準が設けられているところ、障害児入所施設の小規模化に対応できるよう緩和する。</p> <p>これにより、障害児入所施設の小規模化が推進されるとともに、小規模グループケアによる重度障害児の受入れの促進が見込まれ、より安定した施設の運営に資する。</p>
10	<b>医療的ケア児に対する 訪問看護の適用範囲の 拡大</b> (健康保険法) 【法律改正】	富山市、福井市 (内閣府、文部科学省、厚 生労働省)	<p>健康保険法に基づく訪問看護に関する給付について、現行制度では「居宅」において療養を受ける状態にある者を対象にしているところ、「居宅」以外の保育所や学校等において訪問看護を受ける医療的ケア児も給付の対象とする。</p> <p>これにより、保育所や学校等における医療的ケア児の受入れ拡大に資するとともに、保護者の就労機会の拡大等に資する。</p>
11	<b>医療的ケア児に対する 保育士の対応可能範囲 の拡大</b> (社会福祉士及び介護福祉士 法) 【省令改正】	福井市 (厚生労働省)	<p>一定の研修を受けた者が行うことができる医療的ケア（特定行為）について、現行制度では喀痰吸引や経管栄養等の行為に限定されているところ、在宅酸素療法における「酸素管理」も特定行為として含めることとする。</p> <p>これにより、保育所等における医療的ケア児の受入れ拡大に資する。</p>

# 重点事項について

## 1. 子ども・子育てについて、 柔軟な支援の提供等によりサービスの質・量の確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
12	<b>学校給食費に係る児童 手当からの特別徴収</b> (学校給食法、児童手当法) 【法律改正】 【29年フォローアップ案件】	伊丹市 (内閣府、文部科学省)	学校給食費について、児童手当からの特別徴収が可能となるよう、会計方式や債権の種類の法的位置付けを明確にする。 これにより、滞納整理に係る学校現場の負担軽減や、給食費負担の公平性担保が図られる。

# 重点事項について

## 2. 医療・福祉について、要件の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
13	<p><b>居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置延長</b>                      (指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令)                      【省令改正】</p>	宮城県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、大阪市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、広島県、徳島県、関西広域連合、沖縄県介護保険広域連合 (厚生労働省)	<p>居宅介護支援事業所における管理者の要件である主任介護支援専門員について、現在、経過措置として設けられている平成33年3月31日まで(施行日より3年間)の期間を6年以上に延長する。</p> <p>これにより、5年以上の介護支援専門員としての実務経験という主任介護支援専門員になるための研修の受講要件の達成等を図り、居宅介護支援事業所の廃業や介護支援専門員の離職を防ぎ、利用者への介護サービスの提供を確保する。</p>
14	<p><b>小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員上限及び通いサービスの利用定員上限の見直し</b>                      (指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)                      【省令改正等】</p>	島牧村 (厚生労働省)	<p>現行の登録定員上限が29人(通いサービスの利用定員上限が18人)である小規模多機能型居宅介護事業所について、今後、登録者等が一定程度増加することが見込まれるものの、過疎地域等で新規事業者の参入が見込めない等の地域において、登録定員上限を35人(通いサービスの利用定員上限は21人)に見直すことで、住民に必要な介護サービスを提供できるようにする。</p>
15	<p><b>介護福祉士受験資格の実務者研修における看護師、准看護師の受講科目の緩和</b>                      (社会福祉士及び介護福祉士法)                      【通知改正】</p>	鳥取県、中国地方知事会 (厚生労働省)	<p>介護現場で働く看護師及び准看護師(以下「看護師等」という。)が介護福祉士の受験資格取得のため実務者研修を受講する場合に、科目「医療的ケア」を受講免除扱いとする。</p> <p>これにより、介護現場で働く看護師等が実務者研修を受講・修了しやすくなり、介護福祉士の確保、介護現場で働く職員の質の向上につながる。</p>

# 重点事項について

## 2. 医療・福祉について、要件の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
16	<p><b>介護施設に係る生活保護法と介護保険法の取扱いを連動する見直し</b> (生活保護法、介護保険法) 【法律改正】</p>	<p>指定都市市長会 (厚生労働省)</p>	<p>生活保護法の指定介護機関について、現在、介護保険法に基づく「事業の廃止があったとき」、「指定の取消しがあったとき」、「指定の効力が失われたとき」に、その指定の効力を失うことになる。</p> <p>これに加え、介護保険法に基づく「指定の効力の停止があったとき」に、生活保護法上の指定の効力を停止することで、介護機関に対してより効率的な処分手続を行うことができ、介護機関及び行政の事務負担軽減に資する。</p>
17	<p><b>へき地等の公立病院が医療従事者の派遣を受けられることを可能とする見直し</b> (労働者派遣法) 【政令改正】</p>	<p>徳島県、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、香川県、高知県、関西広域連合 (厚生労働省)</p>	<p>現在、医師にのみ認められているへき地における労働者派遣について、現に不足している看護職員等医療従事者にも認めることにより、へき地医療機関の「人員不足の解消」と「医療の質の向上」に寄与する。</p>
18	<p><b>へき地における同一開設者の病院間での転院に関する取扱いの見直し</b> (診療報酬の算定方法、医療法の一部を改正する法律の施行について) 【告示改正等】</p>	<p>岩手県、盛岡市、一関市、陸前高田市、西和賀町、一戸町 (厚生労働省)</p>	<p>医療機関の乏しいへき地における「特別の関係」に当たる病院間での転院について、入院基本料の入院日の取扱いや、紹介患者数・逆紹介患者数に関する取扱いの見直しを行うことで、財政基盤の安定や地域医療支援病院の増加につながり、医療機器の整備や研修の充実等、地域医療の充実が図られる。</p>

# 重点事項について

## 3. 街づくりや土地等の有効活用について、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
19	<b>所有者不明空家に対する財産管理人選任申立権の地方公共団体への付与</b> (民法、空家等対策の推進に関する特別措置法) <b>【法律改正】</b>	指定都市市長会 (総務省、法務省、国土交通省)	<p>所有者不明空家の活用・除却には民法上の財産管理人制度の活用が有効であるところ、現行では当該空家に対する債権を有しているなどの「利害関係人」として認められる事情がなければ、地方公共団体は財産管理人の選任を申し立てることができない。</p> <p>これを、所有者不明土地と同様に、所有者不明空家についても、地方公共団体に財産管理人選任の申立を行う法律上の権限を付与することによって、市町村による空家問題への適切な対処を可能とする。</p>
20	<b>未登記空家に係る不動産登記法上の表題部記載事項に相当する情報等の固定資産税情報の内部利用を可能とする見直し</b> (空家等対策の推進に関する特別措置法) <b>【法律改正】</b>	羽島市 (総務省、国土交通省)	<p>未登記の空家については、不動産登記法の表題部記載事項(面積、建築年、建物図面等)に相当する情報の把握が困難であるところ、これらの情報をはじめとした所有者情報以外の固定資産税情報の内部利用を可能とすることで、市町村が当該情報を基に当該空家の解体や利活用の具体的な提案を行うことなどを可能とし、空家の適正な管理を促進する。</p>
21	<b>特定空家等に対する代執行時の動産の取扱いの明確化</b> (空家等対策の推進に関する特別措置法) <b>【法律改正】</b>	熊本市、指定都市市長会 (総務省、国土交通省)	<p>空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく代執行を行った特定空家等の中の動産の取扱いについて、具体的な保管期間及び保管期間経過後に市町村長が当該動産を処分できることを、空家等対策の推進に関する特別措置法上に規定することで、当該動産の適正な管理を可能とする。</p>

# 重点事項について

## 3. 街づくりや土地等の有効活用について、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
22	<b>地域未来投資促進法又は農村産業法に基づく工業団地等の拡張に係る運用の弾力化</b> (地域未来投資促進法、農村産業法) 【告示改正】	兵庫県、京都府、神戸市、加東市、和歌山県、鳥取県、徳島県 (農林水産省、経済産業省)	地域未来投資促進法又は農村産業法に基づく計画を作成して工業団地や工場に隣接する農用地で拡張を行う場合に限り、当該法律の基本方針である「農用地区域外での開発を優先する」条件について、地域にもたらされる経済波及効果や地域全体の農地の確保状況等を踏まえた都道府県知事の判断により適用除外できる旨の規定を追加すること。 提案の実現により、雇用創出による若者の転出の抑制や、還流の促進による農村集落の活性化が期待でき、東京一極集中の是正に寄与する。
23	<b>旧農地法に基づく国有農地等に関する運用及び手続の見直し</b> (旧農地法) 【政令改正等】	宮城県 (財務省、農林水産省)	平成21年農地法改正法による改正前の農地法(以下「旧農地法」という。)の規定に基づく国有農地等に関する以下の手続・運用の見直しを行うことで、地域における迅速かつ有効な土地利用及び行政の効率化に資する。 ① 旧農地法に基づき都道府県が管理する国有農地のうち、農林水産大臣が農業上の利用に供しない等の不要地認定を行ったものについては、国において当該土地を管理するものとする。 ② 旧農地法に基づき国から市町村等に譲与された土地を用途廃止する場合の手続について、国への返還手続の簡素化や、地域の実情により国への返還が不要な場合の条件である代替道路整備を不要とする等の見直しを行う。
24	<b>町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止</b> (都市計画法) 【法律改正】 【26年フォローアップ案件】	酒々井町、全国町村会 (国土交通省)	町村の都市計画決定に必要な都道府県知事の同意を廃止し、市と同様に協議のみとすることで、町村がより主体的に都市計画決定を行えるようになり、地域におけるまちづくりに資する。

## 重点事項について

### 3. 街づくりや土地等の有効活用について、 要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
25	<b>森林所有者等に関する 固定資産税情報の利用 可能な範囲の拡大</b> (森林法) 【通知改正】	福井市、高知県、北海道、 徳島県、香川県、愛媛県、 安芸市、四万十市、香美市、 大豊町、佐川町、梶原町 (総務省、農林水産省)	<p>森林法において、地方公共団体は、その保有する森林所有者等に関する情報を内部利用できる旨の規定が設けられているところ、同法の運用通知において、登記簿と異なる固定資産課税台帳記載情報の利用については、届出義務が課せられた平成24年4月1日以降に森林の土地の所有者となった者に関するものに限定されている。</p> <p>この限定をなくすことで、より広範囲の森林所有者等の把握が可能となり、平成31年4月に施行した森林経営管理法等に基づく森林の適切な管理に資する。</p>

# 重点事項について

## 4. 地域における交通網・運送網の円滑な確保を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
26	<b>乗用タクシーの営業区域の変更に係る地方公共団体による要請権限の付与</b> (道路運送法) <b>【省令改正】</b>	五條市 (国土交通省)	<p>地方運輸局長が設定するタクシーの営業区域の変更について、市町村長が当該市町村のタクシー事業者を構成員に含めた地域公共交通会議において同意を得た上で国土交通省に要請する権限を付与することで、地域住民の意見をタクシーの営業区域に反映させることが可能となり、地域住民にとって利便性の高い公共交通手段の確保が可能となる。</p>
27	<b>自家用自動車による貨物の有償運送の中山間地域における通年の利用を可能とする見直し</b> (道路運送法) <b>【通達改正】</b>	鳥取県、滋賀県、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、中国地方知事会 (国土交通省)	<p>現在、道路運送法第78条第3項で認められている貨物の自家用有償運送は、都市部と地方では物流サービスの持続可能性が異なるにも関わらず、全国一律の基準で繁忙期のみ認められている。</p> <p>これを、中山間地においては、地方公共団体が主宰する協議会等において地域の物流サービスの確保のために必要である旨の協議が調った場合には、年間を通して認めることで、持続可能な物流サービスの確保及び持続可能な地域づくりに資する。</p>
28	<b>乗用タクシーによる貨物の有償運送の対象区域の拡大</b> (道路運送法) <b>【通達改正】</b> <b>【29年フォローアップ案件】</b>	鳥取県、中国地方知事会、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、堺市 (国土交通省)	<p>一般貨物自動車運送事業の許可を取得してタクシー車両により貨物運送を行うことができる区域については、過疎地域自立促進特別措置法上の過疎地域等に限らず、既存の貨物自動車運送事業者だけでは当該地域内の住民に係る貨物運送サービスの維持・確保が困難な地域等が含まれるよう対象区域を拡大することで、地域等における人流・物流サービスの持続可能性の確保に資する。</p>

# 重点事項について

## 4. 地域における交通網・運送網の円滑な確保を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
29	<b>軌道法及び鉄道事業法に基づく事務・権限の都道府県から指定都市への移譲</b> (軌道法、鉄道事業法) 【法律改正等】	九州地方知事会 (国土交通省)	軌道法及び鉄道事業法に基づき都道府県が行うこととされている認可事務等のうち、軌道等が一指定都市の区域内で完結するものについては、指定都市へ移譲することによって、手続の迅速化による事業者の利便性が向上するとともに、より住民に身近な行政主体による総合的な行政が可能となる。

# 重点事項について

## 5. 地域における安心・安全な暮らしについて、地域の迅速かつ的確な対応を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
30	<b>災害に係る住家の被害認定基準運用指針における混構造住家の判定方法の明確化</b> (災害に係る住家の被害認定基準運用指針) 【運用指針改正】	苫小牧市 (内閣府)	災害に係る住家の被害認定基準運用指針において、住家の構造を木造と非木造に大別し、各判定方法を定めているが、2つの構造を組み合わせた混構造の住家については、判定方法を定めていないため、これを明確化する。 これにより、迅速かつ的確な罹災証明書の交付が可能となり、地方公共団体の事務の円滑化と被災者支援の強化に資する。
31	<b>普通地方公共団体の支出方法に災害時の立替払を加える見直し</b> (地方自治法) 【法律改正】	茅ヶ崎市 (内閣府、総務省)	地方公共団体の支出方法は地方自治法第232条の5に限定列挙(資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替)されており、災害時に立替払ができないが、これを認めることで、迅速かつ円滑な災害応急対策活動の実施に資する。
32	<b>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務・権限の都道府県から指定都市への移譲</b> (液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律) 【法律改正】	熊本市 (経済産業省)	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく販売事業、保安業務等に係る許可、登録、届出、検査等の都道府県知事の事務・権限を指定都市の長に移譲する。 これにより、消防行政や高圧ガス保安行政を担っている指定都市で一体的に所管できるようになり、効率的な行政運営や統一的な指導が可能となる。

# 重点事項について

## 5. 地域における安心・安全な暮らしについて、地域の迅速かつ的確な対応を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
33	<p><b>放置自転車等の撤去及び保管費の徴収・収納事務の私人委託</b>            (自転車等の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律、地方自治法)  <b>【通知改正等】</b></p>	<p>京都市            (内閣府、総務省) <b>【P】</b></p>	<p>市町村が「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」を根拠として行う放置自転車等の撤去及び保管に係る費用の徴収・収納事務について、私人に委託することができることの明確化等を行う。</p> <p>これにより、徴収・収納事務の円滑な私人委託が可能となり、行政事務が効率化するとともに、放置自転車対策の官民連携の推進に資する。</p>

# 重点事項について

## 6. 民間事業者等の積極的な活用を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
34	<b>地域の大学・短大が行える職業訓練の範囲を拡充するための委託要件の緩和</b> (職業能力開発促進法) 【要領改正】	徳島県、滋賀県、京都府、 京都市、大阪府、兵庫県、 神戸市、和歌山県、鳥取県、 関西広域連合 (厚生労働省)	訓練開始から合格発表まで2年以上を要する資格取得については、専門学校(職業実践専門課程)・専門職大学院であれば各訓練校で修了要件を設定できるため、2年間の訓練コース(長期高度人材育成コース)を開講することができる。 他方、大学・短大では訓練の修了要件は資格取得までと国の要領で規定されているため、2年間の訓練コースが開講できない。 このため、大学・短大でも、専門学校等と同様、修了要件を各訓練校で設定できるようにすることで、地域での委託訓練が可能となる。
35	<b>生活保護費返還金等の徴収・収納事務の私人委託</b> (地方自治法、生活保護法) 【法律改正】	船橋市 (厚生労働省)	現在、金融機関での納付書払い、福祉事務所等での窓口納付等に限定されている生活保護費返還金等の徴収・収納事務について、私人委託(コンビニ収納)を可能とする。 これにより、債務者が時間や場所を問わず生活保護費返還金を納付することが可能となり、収納率の向上が期待されるとともに、福祉事務所等での窓口納付件数が減少し、亡失等の事故のリスクも軽減される。
36	<b>公営住宅の明渡し請求後に生じる損害賠償金の徴収・収納事務を私人へ委託可能とする見直し</b> (公営住宅法、地方自治法) 【法律改正】	奈良県 (総務省、国土交通省)	公営住宅の明渡し請求後、明渡し期限が経過した不正入居者等に生じる損害賠償金について、地方公共団体が私人に徴収又は収納の事務を委託できるよう公営住宅法及び施行令を改正する。 これにより、専門家のノウハウの活用が可能となるとともに、既に私人への委託が可能な滞納家賃の徴収・収納と一体的に委託することが可能となり、債権回収業務の効率化に資する。

# 重点事項について

## 7. その他関係規定の見直しにより 多様なサービス提供や行政適正化・効率化等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
37	<b>小学校専科教員に対する 小学校教諭免許状の 授与要件の緩和</b> (教育職員免許法) 【法律改正】	東京都 (文部科学省)	中学校教諭普通免許状の所持者が、小学校教諭免許状を取得するための検定を受ける際の要件に、中学校における在職年数と同様に、小学校専科教員としての在職年数を算入できるようにする。 これにより、小学校教諭の人材不足の解消に資する。
38	<b>身体障害者手帳の再発行申請におけるマイナンバー記入の義務付け廃止</b> (身体障害者福祉法等) 【省令改正等】 【30年フォローアップ案件】	各務原市 (内閣府、厚生労働省)	身体障害者手帳の交付申請について、マイナンバーの記入を求めることとされているところ、マイナンバーの利用が想定されない再交付申請については、マイナンバー記入の義務付けを廃止する。 これにより、マイナンバーの記入に係る住民の負担軽減と地方公共団体の事務負担の軽減を図る。
39	<b>審査請求を全部認容する場合における地方自治法に基づく議会への諮問手続の廃止</b> (地方自治法、行政不服審査法) 【法律改正】	下関市 (内閣府、総務省)	地方公共団体が行った処分の審査請求において、当該審査請求を全部認容するときは、その旨を事後的に議会に報告することとし、議会への諮問手続を廃止する。 これにより、早期に裁決を得ることができ、審査請求人の権利利益の救済が図られる。

# 重点事項について

## 7. その他関係規定の見直しにより 多様なサービス提供や行政適正化・効率化等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
40	<b>試験研究を行う地方独立行政法人の業務の範囲に出資等を加える見直し</b> (地方独立行政法人法) 【法律改正】	神奈川県 (総務省)	国立研究開発法人が研究の成果活用事業者等に対して出資等が認められていることを踏まえ、試験研究を行う地方独立行政法人についても同様に 出資等を可能とする。 これにより、研究成果の社会還元が推進されるとともに、試験研究を行う地方独立行政法人の自主財源の拡充が図られる。
41	<b>公立大学法人の財産処分に係る定款変更における議会議決等の見直し</b> (地方独立行政法人法) 【法律改正】	九州地方知事会 (総務省、文部科学省)	公立大学法人が不要財産の納付を行う場合に、納付認可時と納付後の定款変更時のそれぞれで必要となる議会の議決や、国への認可申請について見直しを行う。これにより、都道府県の事務負担の軽減及び事務の効率化が図られる。
42	<b>狂犬病予防法に基づく犬の登録原簿の管理の見直し</b> (狂犬病予防法) 【法律改正等】	出雲市 (厚生労働省)	犬の登録については、犬の所有者に死亡届を提出するよう指導しても提出されない場合等があること及び犬の所有者が国外へ転出する場合の 手続に関する規定がないことから、以下の措置を講ずる。 ① 地方公共団体に犬の登録を職権で消除すること等ができる権限を付与すること ② 犬の生死が不明であり、かつ生後20年以上経過している等の犬の登録原簿について、国への報告を不要とすること ③ 犬の所有者が国外に転出する場合における手続について明確化すること これにより、地方公共団体の犬の登録原簿の適切な管理が可能となるとともに、地方公共団体の事務負担軽減に資する。

# 重点事項について

## 7. その他関係規定の見直しにより 多様なサービス提供や行政適正化・効率化等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
43	<b>地域女性活躍推進交付金の市町村事業における交付方法の見直し</b> (地域女性活躍推進交付金交付要綱) 【要綱改正】	愛知県 (内閣府)	地域女性活躍推進交付金の市町村事業について、都道府県の予算計上を要することなく、国から市区町村への交付金の直接支払いを可能とする。 これにより、市区町村が地域女性活躍推進交付金を現行より早期に活用することができ、女性活躍推進に資する。
44	<b>不動産鑑定士の登録等に係る都道府県経由事務の廃止</b> (不動産の鑑定評価に関する法律) 【法律改正】	愛知県 (国土交通省)	不動産鑑定士の新規登録、変更登録、死亡等の届出、登録の消除の際の申請書及び届出書について、申請者等が都道府県を經由して提出する義務付けを廃止することで、申請者等の利便性向上や都道府県の事務負担軽減に資する。
45	<b>不動産取得税の課税に関し登記情報が電子データで都道府県に提供される仕組みの構築</b> (地方税法) 【法律改正】	千葉県、埼玉県 (総務省、法務省)	都道府県が行う不動産取得税の課税に関し、市町村が行う固定資産税の課税に係る地方税法第382条第1項と同様の規定を設けることにより、登記情報が登記所から都道府県に通知されるよう、地方税法を改正するとともに、この登記情報を電子データで活用できるようにオンラインで提供する。 これにより、都道府県が行う不動産取得税の課税に係る業務の効率化が図られる。